

# 決算特別委員長報告

令和2年11月定例会

決算特別委員長報告をいたします。

本年9月定例会において本委員会に付託されました、知事提出認定第1号議案から認定第6号議案の6件につきましては、決算審査の結果を令和3年度の予算に反映させるべく精力的に審査・調査を行ってきたところであります。

以下、その経過及び結果について申し上げます。

初めに、令和元年度の決算の概要についてであります。

一般会計の歳入総額は4,648億円余、歳出総額は4,507億円余であり、前年度に比べて歳入は1.6%、歳出は1.4%増加しました。また、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は92億円余の歳入超過でありました。

証紙特別会計など14の特別会計を合算した歳入総額は2,398億円余、歳出総額は2,287億円余であり、こちらは前年度に比べて、歳入は1.1%、歳出は0.5%増加し、実質収支額は108億円余の歳入超過でありました。

令和元年度決算に係る健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については該当がなく、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、令和元年度末における財政調整基金の残高は175億円余であり、平成30年度末から9億円余増加し、通常県債残高は、5,739億円余であり、平成30年度末から69億円余減少しております。

これらは、昨年11月に策定された「中期財政運営方針」に基づく取組の成果として評価できるものであります。

一方で、先頃示された財政見通しでは、令和3年度以降も10億円台後半から20億円台前半の財源不足が見込まれております。加えて、新型コロナウイルス感染症対策といったこれまでにない対応もあり、今後も厳しい財政運営が避けられないものと考えます。引き続き、財政の健全化・安定化に取り組まれるよう求めます。

次に、公営企業会計の決算についてであります。

まず、病院事業会計についてであります。

中央病院については、総収益は191億5,600万円余で、前年度に比べ8億9,600万円余、4.9%の増、総費用は197億700万円余で、前年度に比べ4億6,900万円余、2.4%の増でありました。このことにより、平成30年度に比べ4億2,700万円余の損益改善が図られましたが、純損失が5億5,000

万円余であり、令和元年度末の未処理欠損金は213億2,100万円余となりました。

また、こころの医療センターについては、純利益が6,500万円余であり、令和元年度末の未処理欠損金は41億3,300万円余となりました。

次に、企業局所管の事業会計についてであります。

電気事業は純損失7億8,400万円余、工業用水道事業は純利益900万円余、水道事業は純利益6,600万円余、宅地造成事業は純損失1,400万円余でありました。

本委員会におきましては、全体会及び4つの分科会において、令和元年度に係る予算執行が、議会の議決の趣旨及び関係法令等の規定に従い、適正かつ効率的に行われたか、施策の効果が十分上がったか、また、今後改善を要する点は何か、などに視点を置いて、関係各部局から各種の資料の提出を求め、詳細な説明を聴取し、また、監査委員からは、決算審査等の意見及び財務監査の結果に関する意見等について説明を受けたところであります。

以上のような審査の結果、本委員会に付託されました認定第2号議案、認定第3号議案及び認定第5号議案については、全会一致により、認定第1号議案、認定第4号議案及び認定第6号議案については、賛成多数により、認定すべきものと決定いたしました。

今後改善すべきものとして指摘する事項は、お手元に配付の「令和元年度決算における指摘事項」のとおり、公営企業会計決算における「中央病院の経営改善について」の1点であります。

中央病院の経営改善については、昨年度、決算特別委員会における指摘事項として、県内全域をエリアとした三次医療を担う基幹的病院としての重要な役割を果たしていくために、経営の課題をきちんと掘り下げ、早期に資金収支の均衡が図られるよう取組を求めました。

これを受けて、中央病院においては、外部経営コンサルタントによる経営分析を実施し、総収益は8億9千万円余の増収となるなど一定の成果を上げ、「中央病院経営改善実行プラン」を策定し、経営目標を共有することで職員の意識改革を行うなどの取組も行われました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響や、同じ市内にある大学病院と患者を二分していることなどにより、収支均衡の観点からは依然として成果が得られているとはいえない状況であります。

つきましては、収益性の高い医療の提供を構築し、周辺病院との連携・提携によって病床の回転率を上げていくことなど、更に経営改善に向けた取組の強化を求めることとし、引き続いての指摘事項といたしました。

次に、審査の過程で議論された主なものについて申し述べます。

まず、販路開拓事業について、県では、農林水産事業者等に対して、消費者ニーズを把握して新商品の開発に取り組む機会を提供することで、「売れる商品づくり」を支援し、販路の拡大に繋げるよう取り組まれているところですが、営業面、あるいは商品づくりの面でも、様々な課題がある中で、商工会議所や商工会、JA等と連携し、売れる商品づくりに向けて、地道に取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、しまね建設担い手確保・育成事業について、県では、災害対策や除雪など地域社会の守り手でもある建設産業の担い手確保・育成を総合的に支援する取組を行っているところですが、建設産業の担い手の確保や育成は喫緊の課題であり、技術職員等の労働力不足は大変厳しい状況にあるので、引き続き建設業の魅力化の発信に努めてほしいとの意見がありました。

最後に、決算全体について、県政は5か年の島根創生計画に基づいて進められ、施策はその政策、施策体系に沿って実施されるが、目まぐるしく変化する社会情勢の中にあっては、継続性を重視する施策も必要だが、走りながら目標に向かって大胆な事務事業の見直しも必要ではないかとの意見がありました。

以上、申し述べました指摘事項を始め、委員会審査の過程において出された各委員の意見や要望等について十分に配慮し、本委員会設置の趣旨を踏まえ、審査の結果等を令和3年度の予算に反映されるよう要請いたします。

日本経済の情勢は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大変厳しい状況にあるといわれており、県内経済についても同様であります。

県では、今年度、これまで数次にわたる補正予算を編成し、感染症対策を最優先に取り組んでこられました。依然として新型コロナウイルス感染症の収束は見通せない状況にあります。

しかし、このような厳しい状況の中にあっても、人口減少に歯止めをかける島根創生に向けた取組を着実に推進することが求められております。

引き続き、「笑顔あふれるしまね暮らし」の実現と、感染症への対策、経済・社会活動の回復に向け、迅速かつ適切な県政運営に取り組まれることを期待いたしまして、決算特別委員長報告といたします。